

教育委員会定例会会議録

令和6年4月18日（木）

教育委員会定例会会議録

令和6年4月18日午後3時00分教育長竹内清が教育委員会定例会を茅ヶ崎市役所分庁舎5階特別会議室に招集した。

1 会議出席委員は、次のとおり。

教育長 竹内 清 委 員 赤坂雅裕 委 員 中馬智子
委 員 伊藤甲之介 委 員 大森美保子

2 会議出席事務局職員は、次のとおり。

教育総務部長 白鳥慶記	教育推進部長 松岡智紀
教育指導担当部長 木村千裕	教育総務課長 関 健次
教育施設課長 高橋 修	学務課長 中原健一郎
教職員担当課長 間井雄三	社会教育課長 伊勢田珠代
青少年課長 関山知子	学校教育指導課長 新居博志
図書館長 高木直昭	教育センター所長 松永昭治
小和田公民館担当課長兼館長 浅井志子	鶴嶺公民館担当課長兼館長 荒名穂子
松林公民館担当課長兼館長 西山昭一	南湖公民館担当課長兼館長 星谷尚央
香川公民館担当課長兼館長 松下晃久	博物館担当課長兼館長 須藤 格

3 会議の大要は、次のとおり。

午後3時00分開会

○教育長 会議の開会前に皆様にお知らせいたします。

本日の定例会につきましては、議案の追加が1件ございます。

資料、議事日程につきましては事前に配付しておりますので、ご確認願います。

それでは、ただいまから4月定例会を開催いたします。

日程第1、教委陳情第1号、2024年度における公正な教科書採択のために（陳情）を議題とい

たします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○学校教育指導課長 日程第 1、教委陳情第 1 号、2024 年度における公正な教科書採択のために（陳情）について、学校教育指導課長より報告いたします。3 ページをご覧ください。

陳情は、日本出版労働組合連合様より提出されている 1 件でございます。内容につきまして、3 ページに記載のとおりでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○教育長 それでは、ご意見やご質問を伺いたいと思います。陳情については、回答を出す必要がありますか。

○学校教育指導課長 陳情につきましては、教育委員会で審議の上、採択、不採択を決定していただき、その結果について、陳情を提出された方に回答するということとしております。

○教育長 そうすると、今回も採択、不採択について審議し、その結果を回答することとなると思いますが、審議の回答と時期について、過去の採択の例を参考として教えていただきたいと思います。

○学校教育指導課長 平成 23 年度に行われました小学校教科用図書採択におきましては、陳情の採択、不採択を、教科用図書採択の途中の段階で行うことは、教科用図書の採択についてある一定の方向性を示してしまうことになるため、教科用図書採択のすべてが終わって公表してよい段階で、採択、不採択の結果を回答することが、必要であるとの見解から、継続審議で扱っております。

以上です。

○教育長 それでは、今回の陳情についてどのように扱ったらよいか、ご意見がございましたら、お願いいたします。

○赤坂委員 学校教育指導課長より説明がありましたとおり、公平な立場で教科用図書の採択を行う上で大事な視点だと思いますので、結果の回答は教科用図書の採択の後、後がよいのではないかと思います。

以上です。

○伊藤委員 私も同様の意見で、教科用図書の採択を決定する時点まで継続して審議し、回答をするのがよいと考えます。

以上です。

○教育長 それでは、今回の陳情につきましては、令和7年度使用中学校教科用図書の採択が決定するまでの期間、継続審議とすることと決定してよいでしょうか。

また、今後、陳情や請願が提出された場合も、この会で報告はいたしますが、この時点から採択が決定するまでの期間、継続審議としてよいでしょうか、併せてご確認願います。

(異議なしの声)

○教育長 それでは、特にご意見がなければ終了いたします。

次に、日程第2、教委議案第17号、茅ヶ崎市立学校学校運営協議会設置についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○学校教育指導課長 日程第2、教委議案第17号、茅ヶ崎市立学校学校運営協議会設置についてにつきまして、学校教育指導課長よりご説明申し上げます。

議案書6ページ、7ページをご覧ください。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に規定する学校運営協議会について、8ページの茅ヶ崎市学校運営協議会規則第2条の規定に基づき、茅ヶ崎市立鶴嶺小学校への設置を願い出るものでございます。

なお、この設置は令和6年5月1日といたします。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○教育長 説明が終わりました。ご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

特にご意見等がなければ、日程第2、教委議案第17号、茅ヶ崎市立学校学校運営協議会設置については原案のとおり設置することとかがでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、原案のとおり決めます。

次に、日程第 3、教委報告第 9 号、教育委員会市職員人事に関する専決処分についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○教育総務課長 日程第 3、教委報告第 9 号、教育委員会市職員人事に関する専決処分について教育総務課長よりご説明を申し上げます。

教育委員会の発令につきまして、専決処分のご報告をさせていただきます。議案書は 10 ページ及び 11 ページとなっております。11 ページをご覧ください。

上から順に、3 月 31 日付け、任期付職員の任期満了による解職が 1 件、割愛退職及び普通退職による解職発令が 8 件、再任用職員の任期満了による解職発令が 3 件、退職による併任解除が 1 件となっております。

続いて 4 月 1 日付けで、割愛による採用について、5 件の指導主事を含め 7 件、市民課の職員に対する学務課への併任発令が 13 件、人事異動による併任解除の発令が 11 件となっております。

説明は以上でございます。

よろしくご承認のほどお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。ご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

特にご意見等がなければ、日程第 3、教委報告第 9 号、教育委員会市職員人事に関する専決処分についての報告を、承認することといたしましょうか。

(異議なしの声)

それでは、承認することといたします。

次に、日程第 4、教委報告第 10 号、茅ヶ崎市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例に関する専決処分について、及び、日程第 5、教委報告第 11 号、茅ヶ崎市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則に関する専決処分については、関係がありますので一括して議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○学務課長 日程第 4、教委報告第 10 号、茅ヶ崎市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例に関する専決処分について、及び、日程第 5、教委報告第 11 号、茅ヶ崎市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則に関する専決処分について、以上 2 件を一括して学務課長よりご説明申し上げます。

本改正は、例年国が年度末に行う改正に伴い、本市条例及び規則について、改正を実施するものでございます。

資料につきましては、12 ページから 48 ページとなります。

本件につきましては、令和 5 年 3 月 29 日付政令第 108 号及び文部科学省告示第 55 号及び第 56 号により、学校医等に関わる介護補償の額及び長期療養者の休業補償等に関わる補償基礎額の最低限度額及び遺族補償一時金等の計算における遺族補償年金等の額に乗ずる率を定めたほか、これに伴う所要の改正を行ったものでございます。

条例改正、規則改正と急を要したため、教育長により専決処分をさせていただきましたので、茅ヶ崎市教育委員会事務運営規則第 5 条第 2 項の規定に基づき報告し、承認をお願いするものでございます。

よろしくご承認のほどお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。ご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

特にご意見等がなければ、日程第 4、教委報告第 10 号、茅ヶ崎市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例に関する専決処分について、及び、日程第 5、教委報告第 11 号、茅ヶ崎市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則に関する専決処分についての報告を承認することではいかがでしょうか。

(異議なしの声)

それでは承認することといたします。

次に日程第 6、教委報告第 12 号、茅ヶ崎市立学校学校運営協議会設置に関する専決処分についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○学校教育指導課長 日程第 6、教委報告第 12 号、茅ヶ崎市立学校学校運営協議会設置に関する専決処分についてにつきまして、学校教育指導課長よりご説明申し上げます。

議案書 49 ページ、50 ページをご覧ください。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 5 に規定する学校運営協議会について、51 ページの茅ヶ崎市学校運営協議会規則第 2 条の規定に基づき、茅ヶ崎市立鶴嶺中学校への設置を専決処分したものでございます。

なお、この設置は、令和 6 年 4 月 1 日といたします。以上ご報告いたしますので、ご承認をお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。ご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

特にご意見等がなければ、日程第 6、教委報告第 12 号茅ヶ崎市立学校学校運営協議会設置に関する専決処分についての報告を承認することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは承認することといたします。

次に、日程第 7、教委報告第 13 号、茅ヶ崎市立学校学校運営協議会委員の委嘱に関する専決処分についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○学校教育指導課長 日程第 7、教委報告第 13 号、茅ヶ崎市立学校学校運営協議会委員の委嘱に関する専決処分について、につきまして学校教育指導課長よりご説明申し上げます。

議案書 53 ページをご覧ください。

本案は、茅ヶ崎市学校運営協議会規則第 3 条 2 項の規定に基づき、54 ページから 56 ページの名簿にありますとおり、茅ヶ崎市立鶴嶺中学校より推薦がありました 12 名の委員の委嘱、及び、茅ヶ崎市立北陽中学校より変更がありました 3 名の委員を専決処分したものでございます。

なお、委員の委嘱期間は令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年任期といたしますが、茅ヶ崎市立北陽中学校学校職員については、前任者の残任期間となるため、委嘱期間は令和6年4月1日から令和7年5月31日までの任期といたします。

以上、ご報告いたしますので、ご承認をお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。ご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

特にご意見等がなければ、日程第7、教委報告第13号、茅ヶ崎市立学校学校運営協議会委員の委嘱に関する専決処分についての報告を承認することによろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは承認することといたします。

次に日程第8、教委報告第14号、茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会委員の委嘱に関する専決処分についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○学校教育指導課長 日程第8、教委報告第14号、茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会委員の委嘱に関する専決処分についてにつきまして、学校教育指導課長よりご説明させていただきます。

議案書57ページから59ページをご覧ください。

本委員につきましては、茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会規則第3条2項の規定に基づき、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年を任期として、委嘱している委員の変更について、関係機関等より4名の委員の推薦をいただき、本定例会に先立ち専決処分したものです。

なお、変更となった委員の任期につきましては、前任者の残任期間となることから、令和6年4月1日から令和7年3月31日までといたします。

以上、ご報告いたします。ご承認のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。ご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

特にご意見等がなければ、日程第8、教委報告第14号、茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会委員の委嘱に関する専決処分についての報告を承認することはいかがででしょうか。

(異議なしの声)

それでは、承認することといたします。

次に、日程第 9、教委報告第 15 号、令和 5 年度障がいのある児童・生徒等の就学についての答申についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○学校教育指導課長 日程第 9、教委報告第 15 号、令和 5 年度障がいのある児童・生徒等の就学についての答申についてにつきまして、学校教育指導課長よりご説明いたします。

議案書 61 ページをご覧ください。

令和 5 年 7 月 6 日付け 5 茅教指第 88 号で諮問のありました、令和 5 年度障がいのある児童・生徒等の就学についてにつきまして、茅ヶ崎市教育支援委員会委員長より答申がございましたことをご報告いたします。

議案書 62 ページをご覧ください。

茅ヶ崎市教育支援委員会といたしまして、令和 5 年度小学校入学予定者及び学年中途者、中学校入学予定者及び学年中途者、合わせて 190 名に対しまして、通常の学級 40 名、特別支援学級 130 名、特別支援学校難聴障がい教育部門 2 名、知的障がい教育部門 16 名、肢体不自由教育部門 2 名の判断を行いました。

報告は以上でございます。

○教育長 説明が終わりました。ご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。

○伊藤委員 質問ではないんですけども、190 名という人数の方々の就学支援の相談をされたということで、これはとてつもない数を対応されたということで、それに対してとても丁寧に対応されてると思います。それは、素晴らしいことだと思うところです。

同時に、今回、数字はお聞きませんが、特別支援学校が適と言われても、通常の学校の方に受入れとなった方もきっといらっしゃると思うんですね。

そういうお子さんに対しても個別に最適な学びを保障しようと努力されて、この後、議会の報告からも出てきますけども、様々な手だてを使って対応されようとしていることは、茅ヶ崎の教育として非常に自慢になることであり、素晴らしいことだと思うところです。

以上です。

○教育長 他にいかがでしょうか。よろしいですか。

他にご意見等がなければ、日程第 9、教委報告第 15 号、令和 5 年度障がいのある児童・生徒等の就学についての答申についての報告を終了いたします。

次に、日程第 10、教委報告第 20 号、茅ヶ崎市社会教育委員の委嘱に関する専決処分についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○社会教育課長 日程第 10、教委報告第 20 号、茅ヶ崎市社会教育委員の委嘱に関する専決処分についてにつきまして、社会教育課長からご説明申し上げます。

資料は議案書その 2、3 ページから 5 ページになります。

本案は、人事異動があった学校教育の関係者 1 名の茅ヶ崎市社会教育委員につきまして、茅ヶ崎市社会教育委員条例第 1 条及び第 2 条に基づき、5 ページの名簿のとおり、学校教育の関係者への委嘱について専決処分をいたしましたので、ご報告するとともに、承認を求めるものでございます。

委嘱期間につきましては、残任期間となりますので、令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 6 月 30 日までとなります。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。ご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

特にご意見等がなければ、日程第 10、教委報告第 20 号、茅ヶ崎市社会教育委員の委嘱に関する専決処分についての報告を承認することはいかがでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、承認することといたします。

次に、日程第 11、教委報告第 16 号、茅ヶ崎市立公民館運営審議会委員の委嘱に関する専決処分について、及び、日程第 12、教委報告第 17 号、茅ヶ崎市立公民館運営審議会委員の委嘱に関する専決処分について、及び、日程第 13、教委報告第 18 号、茅ヶ崎市立公民館運営審議会委員

の委嘱に関する専決処分については関連がありますので、一括して議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○松林公民館担当課長 日程第 11、教委報告第 16 号、茅ヶ崎市立公民館運営審議会委員の委嘱に関する専決処分についてから、日程第 13、教委報告第 18 号、茅ヶ崎市立公民館運営審議会委員の委嘱に関する専決処分について、以上 3 件につきまして、松林公民館担当課長より一括してご説明申し上げます。

議案書は 63 ページから 71 ページまでとなります。

本件は、社会教育法第 30 条及び茅ヶ崎市立公民館条例第 17 条の規定に基づく、松林公民館、南湖公民館、及び香川公民館の運営審議会委員の委嘱について専決処分をいたしましたので、茅ヶ崎市教育委員会事務委任規則第 5 条第 2 項の規定に基づき報告をし、承認をお願いするものです。

議案書 64 ページをご覧ください。

松林公民館運営審議会委員につきまして、令和 6 年 4 月 1 日付けの人事異動に伴い、松林中学校、羽場由佳子教頭から町山智子教頭に変更して委嘱するもので、任期につきましては、令和 7 年 3 月 31 日までとなっております。

次に、議案書 67 ページをご覧ください。

南湖公民館運営審議会委員につきまして、令和 6 年 4 月 1 日付の人事異動に伴い、西浜小学校牧野桃子教頭から人見隆志教頭に変更して委嘱するもので、任期につきましては、令和 7 年 3 月 31 日までとなっております。

次に、議案書 70 ページをご覧ください。

香川公民館運営審議会委員につきまして、令和 6 年 4 月 1 日付けの人事異動に伴い、鶴が台中学校齋藤英紀教頭から岡正敏教頭に変更して委嘱をするもので、任期につきましては、令和 7 年 3 月 31 日までとなっております。

いずれの委嘱におきましても、教育委員会定例会にお諮りするいとまがございましたので、茅ヶ崎市教育委員会事務委任規則第 4 条の規定により専決処分をいたしましたものでございます。

報告は以上でございます。よろしくご承認のほどお願い申し上げます。

○教育長 説明が終わりました。ご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

特にご意見等がなければ、日程第 11、教委報告第 16 号、茅ヶ崎市立公民館運営審議会委員の委嘱に関する専決処分について、及び、日程第 12、教委報告第 17 号、茅ヶ崎市立公民館運営審議会委員の委嘱に関する専決処分について、及び、日程第 13、教委報告第 18 号、茅ヶ崎市立公民館運営審議会委員の委嘱に関する専決処分についての報告を承認することによりよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、承認することといたします。

次に、日程第 14、事務報告、令和 6 年第 1 回市議会定例会についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○教育総務部長 それでは、令和 6 年、第 1 回市議会定例会の報告をいたします。

議案書は 72 ページから 87 ページでございます。

73 ページをご覧ください。

同定例会は 2 月 26 日から 3 月 22 日までの会期 26 日間で開催されました。

まず、教育委員会に関する議案につきましてご報告をいたします。本会議第 1 日目では、教育委員会委員の選任について審議されました、大森委員の教育委員任命について全会一致で議会の同意がなされました。

また、この定例会においては令和 6 年度予算の審査及び審議が、予算特別委員会において行われました。教育費については、3 月 4 日に歳入審査、6 日に歳出審査が行われ、7 日の総括質疑の後、22 日の本会議にて可決されました。

その他、2 月 26 日の文化教育常任委員会が開催され、議案第 2 号、令和 5 年度茅ヶ崎市一般会計補正予算第 13 号所管部分が審査され、後の本会議にて可決されました。内容といたしましては、処理委託の委託料を増額するもの、藤沢市への教育事務委託負担金に不足が生じることから負担金補助及び交付金を増額するもの、学校施設整備基金積立金について基金を積み立て

るもの、一部の小中学校のトイレ改修や屋内運動場照明設備改修などの工事による工事請負費を増額するもの、特別支援学級の設置にかかる費用を増額するものを概算払いの国庫補助金を精算するもの等でした。

3月21日の文化教育常任委員会では、議案第42号動産の取得について、議案第1043号の不動産の取得についての審査が行われ、22日の本会議にて可決をされております。

議案に関しましては以上のとおりでございます。

なお、今定例会において陳情審査はございませんでした。

次に総括質疑でいただきました質問につきましてご説明をいたします。

今回の市議会定例会におきましては、7会派3議員より総括質疑が行われ、5会派及び1議員より質問がありました。

定例会議案書の76ページからのちがさき自民クラブ、水島誠司議員から教育政策についてと題して、令和6年度の教育について政策的なものが見えてこないが主な取り組みについて、というご質問が、次に、中学校給食についてと題して、進捗状況と食の安全性についてのご質問が、次に、児童クラブ待機児童対策についてと題して、民設民営の児童クラブの開設や定数増加、何ヶ所の募集を予定しているのか、また指導員の確保はどのように行っていくかとの質問が、次に、性被害防止対策についてと題して、ハード面だけでなく、ソフト面の取り組みについてのご質問をそれぞれいただきました。

議案書78ページからの絆・新政・新しい風、長谷川由美議員からは、子ども・子育て政策についてと題して、給食費等の費用の軽減についての質問が、公共施設の学校施設の改修についてと題して、小・中学校の体育館トイレの改修等の進め方等についての質問が、各事業、施策の連携をはかり、より成果に結びつけることについてと題して、茅ヶ崎市博物館、民俗資料館、ゆかりの人物館などの事業連携について、文化芸術プログラム事業についての質問がありました。

議案書80ページからの公明ちがさき、滝口友美議員からは、子ども・子育て支援についてと題して、中学校給食実施後の検証等についての質問がありました。

81ページからの、ちがさき立憲クラブ、早川仁美議員からは、子ども・子育て支援について

と題して、待機児童対策について、人口増トレンドと、どのように相関しているか等、保育園、幼稚園、児童クラブの待機児童の状況と対策についての質問が、子どもたちの多様な居場所づくりについて、こども・若者の意見を反映した居場所づくり及び子ども・若者をつなぐ取り組みや地域住民やNPO等を巻き込んだ居場所づくりなどについて質問が、教育についてと題して、教員の確保と働き方について、支援の必要な子どもの支援について、不登校支援について、博物館についての質問がありました。

議案書 85 ページからの市民の声ちがさき、花田慎議員からは、子ども・子育て支援についてと題して、待機児童解消対策について、中学校給食におけるオーガニック給食の導入について、保育園や児童クラブに通う子どもたちの性被害対策について等のご質問がありました。

議案書 86 ページからの会派に属さない議員、清野匡志議員からは、子ども子育て支援についてと題して、保育園児童クラブにおける性被害防止対策として、保育士の配置及び採用について、質問がございました。

それぞれの質問に対しましての答弁は議案書のとおりでございます。

以上で令和6年第1回市議会定例会の報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○教育長 説明は終わりました。ご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。

○伊藤委員 質問ではないんですけども、まず 77 ページのところに、児童クラブのことがありまして、民設民営の児童クラブを開設することや定員を増やしている、というようなことが書かれています。この辺りの児童クラブに対するニーズに対してとてもよく応えられてる感じのところですよ。

同時に、81 ページには小学校の教室等を活用して、ということが書かれていまして、小学校の教室を活用する形で動かれているということは、素晴らしいなと感じているところです。

もう1点ですけども、84 ページのところに、不登校のお子さんに関する支援のことが書かれていて、教育長が児童生徒の変化や小さな SOS を見逃さず教職員のそれぞれの専門性を生かしながら最適な支援につなげてくチーム学校ということで答えられているところですけども、それについて、82 ページに教育についてというところで、スクールサポートスタッフやスクールカウンセラーなど、様々な職種の方たちを茅ヶ崎市は活用していくということで、教員だけで

はなくて、様々な形で一丸となって子どもに対して対応されているということがよくわかりました。

とてもありがたいし素晴らしいことだなと思ったところです。

以上です。

○教育長 他にいかがでしょうか。

よろしいですか。

他にご意見等がなければ、日程第 14、事務報告を終了いたします。

ここで皆様にお諮りいたします。

これ以降の議題は人事に関する案件等でございますので、その性質上非公開といたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、非公開といたします。

それでは、日程第 15 に入る前に、事務連絡をお願いいたします。

〔事 務 連 絡〕

午後 3 時 34 分閉会

ここに会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、次により署名します。

令和6年4月18日

教育長

委 員

委 員

委 員

委 員